

第2章

計画の基本的考え方

第2章 計画の基本的考え方

第1節 基本理念・基本目標

1. 第6期における基本理念及び平成37（2025）年の地域の将来像

新宿区基本構想で掲げる平成37（2025）年にめざすまちの姿と整合が保たれた「だれもが人として尊重され ともに支え合う地域社会をめざす」を計画の基本理念に掲げ、これまでの取組を進めてきました。この基本理念の概念には、自己選択、個人の尊厳、互助・共助を含めた支え合い・助け合いを土台にしたまちづくりへの強い思いが込められています。

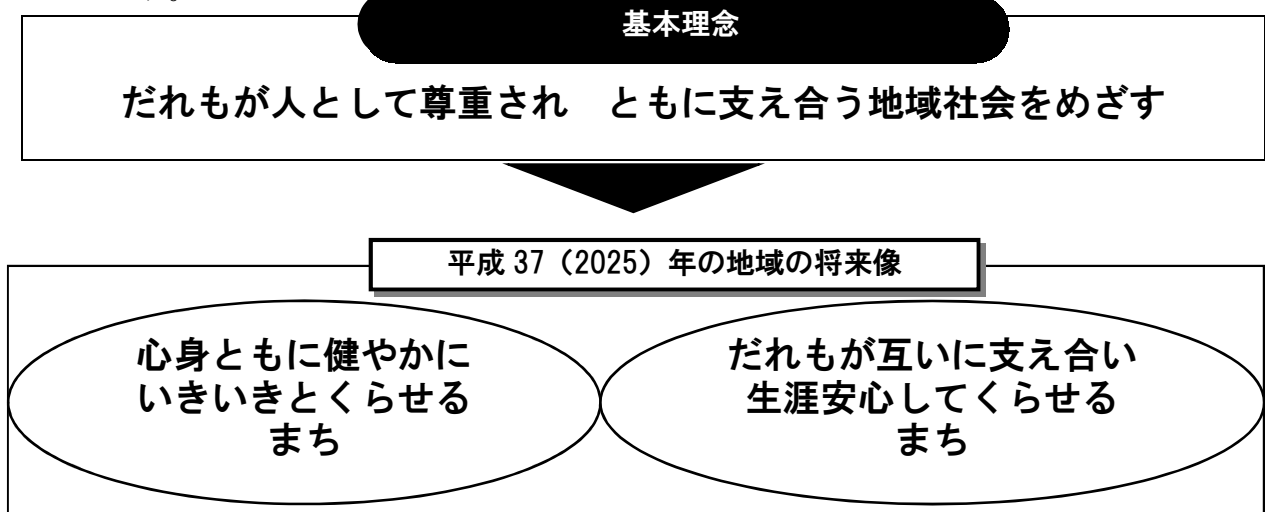
区民及び区が一丸となって向かうべき大きな到達点としての基本理念は、これまでの計画を推進して数年を経過しても、あるいは高齢者を取り巻く社会情勢が変わっても、だれもが思い描く、普遍的な考え方にほかなりません。

また、高齢者保健福祉施策・介護保険事業の継続的な推進を行い、高齢者の担い手を増やし、新たな課題に対応した多様な取組を進めることは、短期間で成しえることのできないものであり、長期的な視野を要するものと考えられます。

そこで、本計画においても、これまでの理念や取組を発展的に受け継ぎながら、「だれもが人として尊重され ともに支え合う地域社会」の構築を目指していきます。

そして、基本理念を実現した際の地域の将来像として、「心身ともに健やかにいきいきとくらせるまち」、「だれもが互いに支え合い 生涯安心してくらせるまち」を定めます。

この“生涯”は、できる限り住み慣れた地域で人生の最期まで過ごせるという意味を含んでいます。区のどこにいても、支えが必要なときには、誰もが適切なサービスを受けられ、いきいきと住み暮らすことができる地域づくりを目指して、本計画を進めていきます。



2. 基本目標

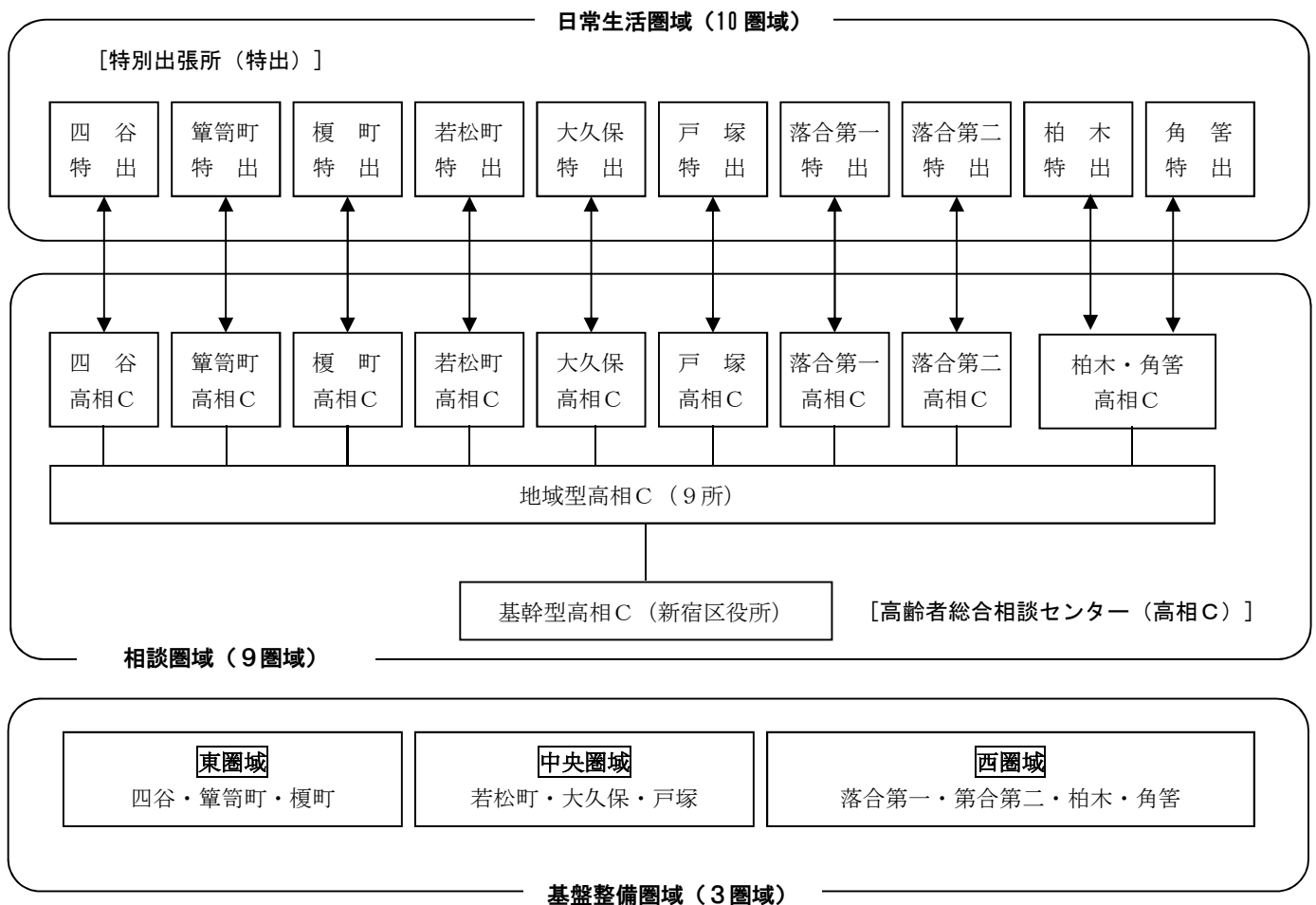
基本目標 1	社会参加といきがいづくりを支援します
<p>高齢期の生活の質（QOL）を高めるためには、社会との関わりを持ちながらこれまで得た知識や経験を活用したり、生涯を通して新たなことにチャレンジしていくことは大切です。多様化した高齢者のライフスタイルやニーズに対応した、社会参加や、社会貢献、就労などの活動支援を展開します。</p>	
基本目標 2	健康づくり・介護予防をすすめます
<p>自立した生活や様々な活動を継続していくためには、健康であることが必要です。体力づくりやかかりつけ医等への相談など、高齢者の自発的な取組を広め、できる限り介護を必要とせず過ごせるような支援を身近な地域で展開します。</p>	
基本目標 3	いつまでも地域の中でくらす自立と安心のためのサービスを充実します
<p>支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域で生涯安心してその人らしく暮らしていけることが大切です。そのため、一人一人のニーズに応じた医療と介護の連携による切れ目のないサービスや、区独自の支援サービスを地域で提供します。また、高齢者のニーズに応じた住まいや住まい方を支援し、新宿区の特性にあつた地域包括ケアシステムの実現を目指します。</p>	
基本目標 4	尊厳あるくらしを支援します
<p>高齢になって判断能力や自立度が低下しても、個人として尊重され安心して暮らしていくためには、財産の保管や契約行為を行うことが難しくなったときの法律面や生活面での支援体制が必要です。また、虐待を受けたり、犯罪の被害にあうことがないような、きめ細やかな啓発や相談体制の充実が重要です。そのために、関係機関とのネットワークの構築や社会資源の活用により、一人一人が個人として尊重され、地域で安心して生活できるよう支援します。</p>	
基本目標 5	支え合いのしくみづくりをすすめます
<p>安心して暮らせる地域づくりや災害時の支援体制整備は、地域での見守りや支え合いの活動が不可欠です。そのために、高齢者自身も「地域の担い手」として活躍するしくみづくりを進め、地域の多様な社会資源（NPO・民間企業・社会福祉施設など）の有機的な連携により、互いに支え合う地域社会の実現を目指します。</p>	

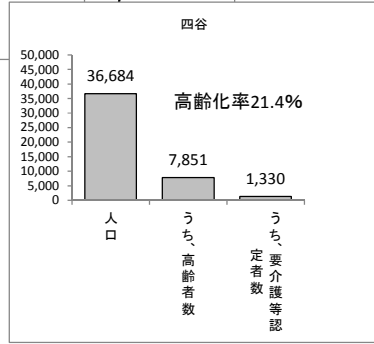
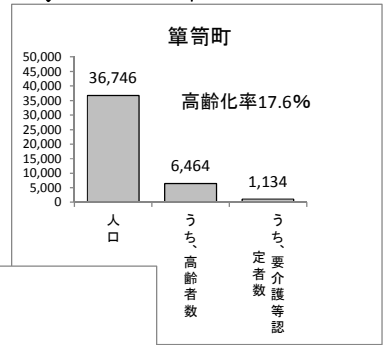
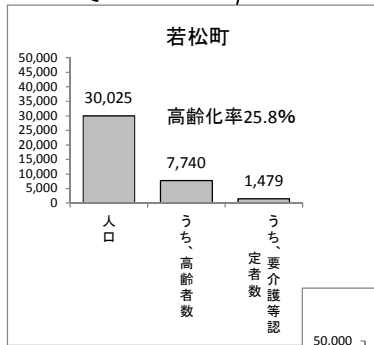
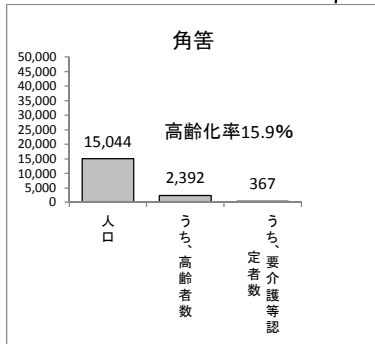
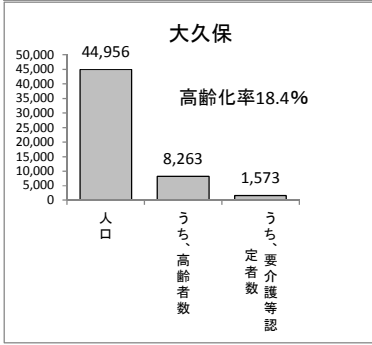
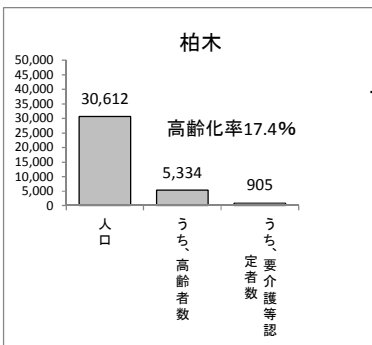
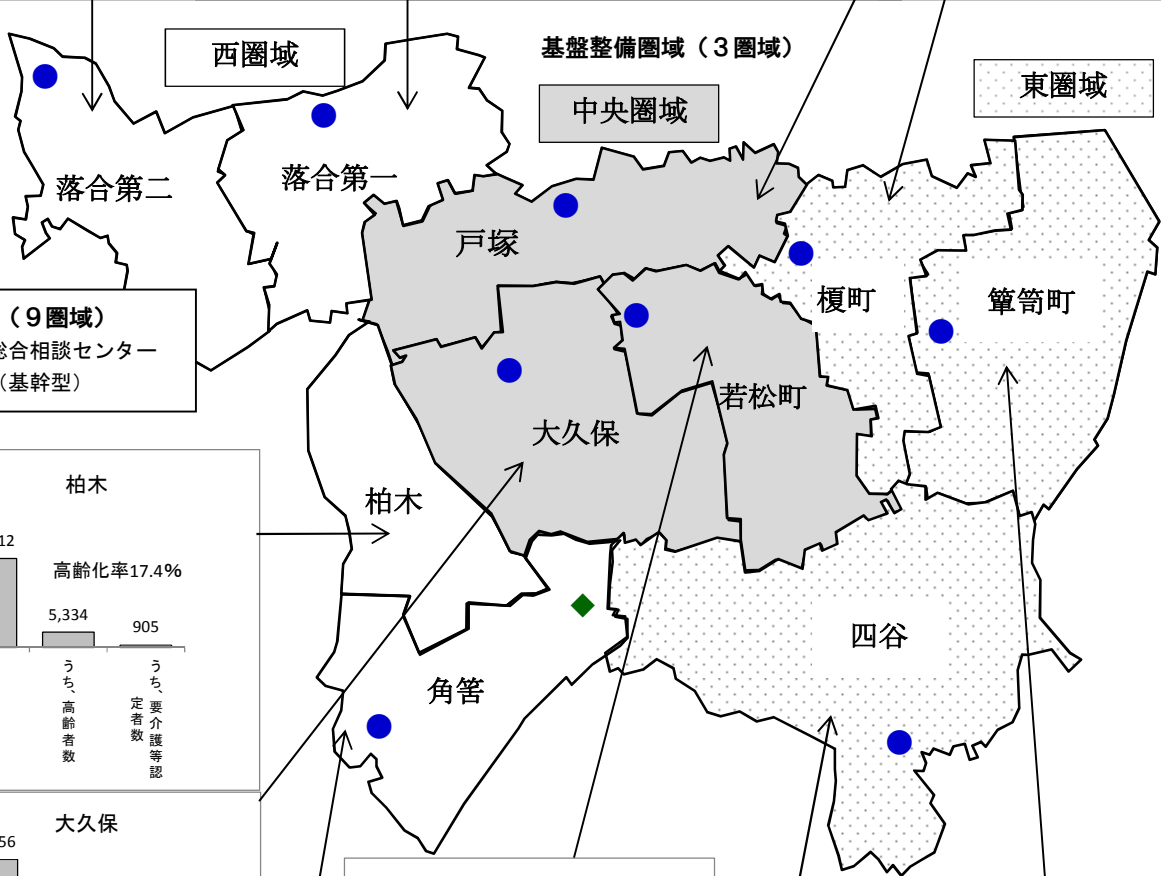
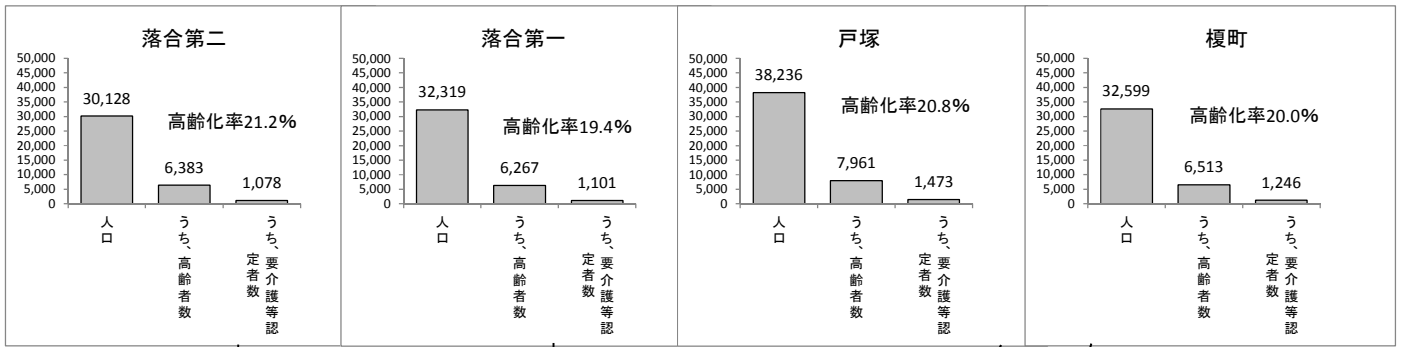
第2節 新宿区における地域包括ケアシステム

1. 日常生活圏域

「日常生活圏域」とは、地域包括ケアシステムの実現のために、必要なサービスを身近な地域で受けられる体制の整備を進める単位で、国では概ね30分以内にサービスが提供される範囲としています。

区では、高齢者人口や民生委員、町会・自治会、地区協議会などの地域における活動の単位を考慮して、特別出張所管轄10区域を「日常生活圏域」（四谷、笹笥町、榎町、若松町、大久保、戸塚、落合第一、落合第二、柏木、角筈）と位置付けています。また、この区域を「相談圏域」として捉え、身近なところで相談やサービスが受けられるよう、高齢者総合相談センターを配置しています。ただし、柏木と角筈は人口規模等の判断で1つの高齢者総合相談センターで対応しています。さらに、区内を東・中央・西の3つの圏域に分け、「基盤整備圏域」として、施設やサービスの整備を進めています。





●日常生活圏域別の高齢者人口及び高齢化率●
(平成 26 年 10 月 1 日現在の実績)

2. 目指すべき方向性と重点的取組

(1) 目指すべき方向性

一人暮らし高齢者や認知症高齢者など、日常生活上で支援の必要な高齢者が増える中、できる限り住み慣れた住まい（自宅等）で暮らしつづけるためには、更なる医療・介護・予防の一体的な提供、多様な生活支援などが欠かせません。そして、高齢者の生活を支援するためには、地域で活動する多様な担い手との協働による支え合いが必要になります。

区では、国が示した基本方針等を踏まえながら、区が抱える現状や課題に対応した地域包括ケアシステムを実現していかなければなりません。そのために、自助力の向上への支援、地域で活動する多様な担い手との協働による在宅生活への切れ目のないサービスの実現、そして、高齢者総合相談センターによる地域のニーズとサービスや社会資源をコーディネートする取組を進めます。また、保健、福祉、生涯学習、都市計画等の行政部門はもとより、区と多様な関係機関による情報や目的を共有した連携など、お互いの立場を尊重しながら、互いに役割を担う関係性を深め、取組の効果を相乗的に高めていくしくみづくりを推進します。

(2) 重点的取組

第5期計画では、「認知症高齢者支援の推進」「在宅療養体制の充実」「高齢者総合相談センターの機能強化の推進」の3つを重点的取組に掲げ、推進してきました。このうち、「認知症高齢者支援の推進」、「在宅療養体制の充実」については、国において一層の充実が求められていると同時に、第5期計画後の課題も多く、引き続き強く推進していく必要があります。地域包括ケアシステムの実現にあたっては、区だけでなく、区民や地域の様々な団体等とともに、高齢者を支える多様な担い手が育ち、活動していける環境をつくる必要があります。

これらのことから、本計画では、第5期計画で取り組んだ内容を発展的に継承する「認知症高齢者への支援体制の充実」と「地域における在宅療養支援体制の充実」を重点的取組に位置づけることに加え、新たに『地域の活力』を生かした高齢者を支えるしくみづくりも重点的取組として位置づけることとします。

平成 24～26 年度（重点的取組）		平成 27～29 年度（重点的取組）
認知症高齢者支援の推進	⇒	認知症高齢者への支援体制の充実
在宅療養体制の充実	⇒	地域における在宅療養支援体制の充実
高齢者総合相談センターの機能強化の推進		『地域の活力』を生かした高齢者を支えるしくみづくり

これら重点的取組の具体的な内容については、後述する施策展開の中で示しています。

施策 9 認知症高齢者への支援体制の充実

(101 ページ)

認知症についての正しい理解を普及させるとともに、認知症の早期発見・早期診断や相談体制の充実を図ります。

施策 10 地域における在宅療養支援体制の充実

(113 ページ)

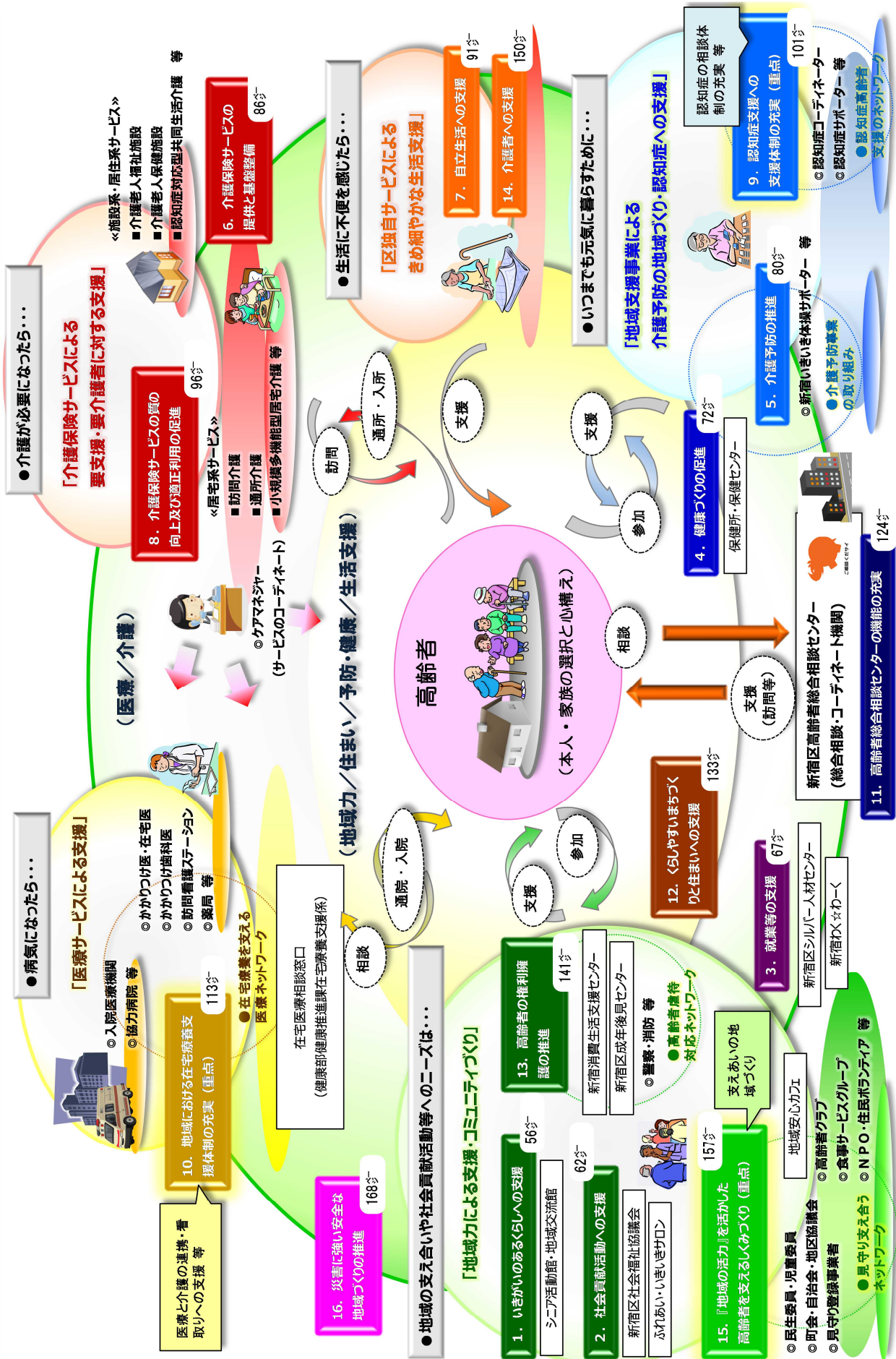
高齢者が安心して在宅療養ができるよう、在宅医療体制の強化や医療と介護の連携を推進するなど、在宅療養を支える体制を充実します。

施策 15 『地域の活力』を生かした高齢者を支えるしくみづくり (157 ページ)

新宿区における多様な社会資源と、新宿区で活動する多くの人々による『地域の活力』を生かし、区と区民等が一体となって、高齢者の生活を支えるしくみづくりを進めます。

なお、「高齢者総合相談センターの機能強化の推進」については、平成21年から継続的に取り組み、相談機能等の向上と人員体制の整備を進めてきました。相談拠点としての土台は固まりつつあることから、重点的取組としては位置付けないものの、地域包括ケアシステムの中核的な相談拠点として、更に機能を充実させていきます。

新宿区の地域包括ケアシステムにおける高齢者保健福祉施策の位置付け



第3節 新宿区における新しい地域支援事業

地域支援事業は平成18年度に創設された事業で、「介護予防事業」「包括的支援事業」「任意事業」で構成されていました。

今回の介護保険法の改正により、地域包括ケアシステムの一翼を担う地域支援事業については、大幅な見直しが行われました。

これらの見直しを受けて、全国一律の予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という）」として実施されることとなります。その趣旨は、既存の介護事業者による既存サービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等の多様な主体によるサービスを提供することにより、サービスの効率化と費用の抑制を図りながら、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするものです。

また、「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「生活支援サービスの体制整備（生活支援体制整備事業）」などが新たに位置づけられ、包括的支援事業の充実が図られます。

【地域支援事業の内容】

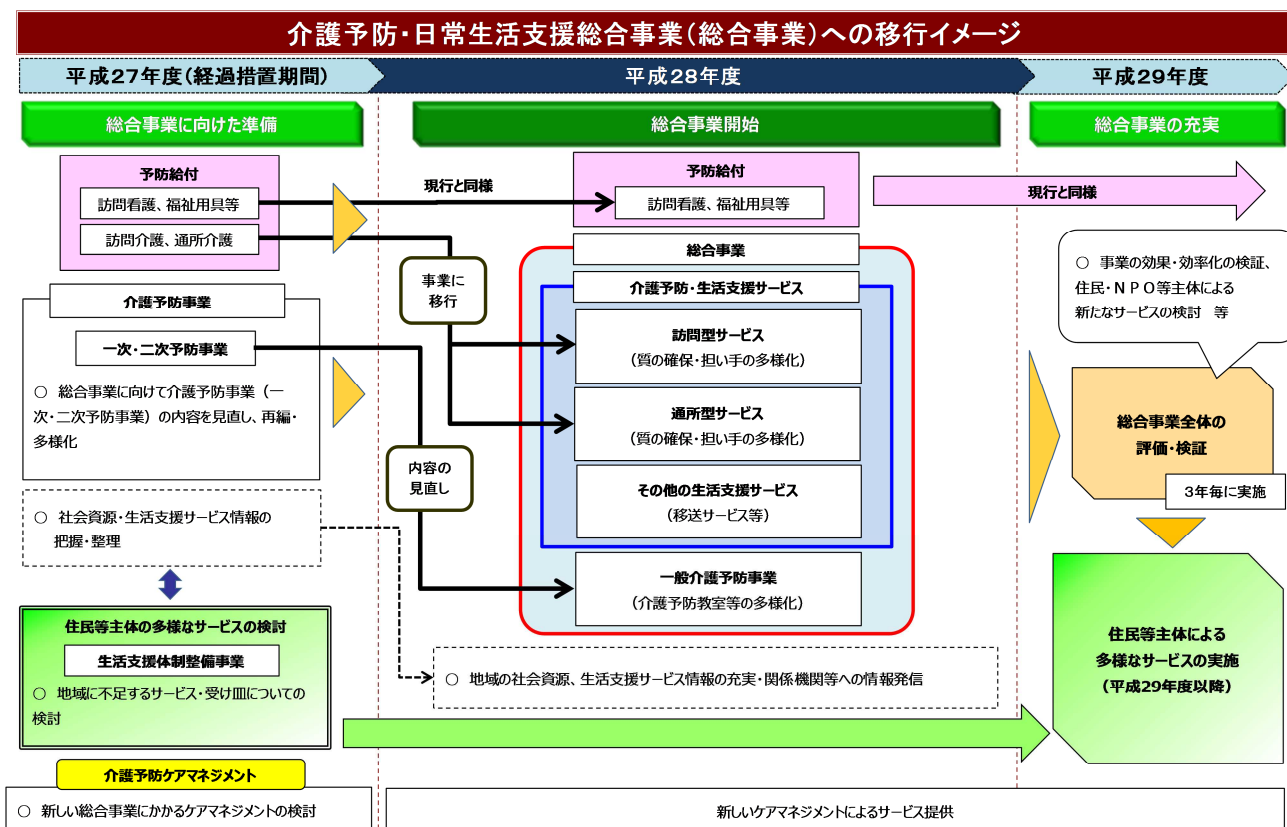
改正前		改正後		
事業名		事業名	類型	
地域支援事業	介護予防給付 (要支援1~2)	訪問介護	訪問型サービス	
		通所介護	通所型サービス	
	介護予防事業	通所型介護予防事業	介護予防・生活支援サービス事業	生活支援サービス
		生活機能評価事業		介護予防支援事業
		介護予防普及啓発事業		介護予防把握事業
		地域介護予防活動支援事業	介護予防普及啓発事業	
		介護予防一般高齢者施策評価事業	地域介護予防活動支援事業	
	包括的支援事業	高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）事業	一般介護予防事業	一般介護予防事業評価事業
				地域リハビリテーション活動支援事業
				高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）事業
	任意事業	家族介護者支援事業（徘徊高齢者探索サービス等） 介護給付適正化事業 その他の事業（成年後見審判請求事務等）	包括的支援事業	在宅医療・介護連携の推進
				認知症施策の推進
				生活支援体制整備事業
任意事業	家族介護者支援事業（徘徊高齢者探索サービス等） 介護給付適正化事業 その他の事業（成年後見審判請求事務等）	任意事業	家族介護者支援事業（徘徊高齢者探索サービス等）	
			介護給付適正化事業	
			その他の事業（成年後見審判請求事務等）	

1. 実施時期

新しい地域支援事業における総合事業の実施においては、従来の介護予防給付によるサービスについて、質の確保と費用の効率化を図りつつ、利用者や事業者の混乱なく総合事業へ移行するため、多様な主体によるサービス提供の体制整備や、区の特性を生かした取組など、一定の準備期間が必要です。

総合事業については、区として、総合事業を行うための確固たる体制を築くために、経過措置期間を活用し、平成28年度から実施することとします。

なお、包括的支援事業は、全ての事業を平成27年4月から実施します。



2. 総合事業全体

総合事業には、従来の給付による介護予防訪問介護等を移行し、要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、第1号被保険者（65歳以上のすべての高齢者）に対して体操教室や介護予防の普及啓発等を行う「一般介護予防事業」から構成されます。

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、自助・互助・共助・公助をつなぎあわせる（体系化・組織化する）役割が重要ですが、とりわけ、都市部においては、意識的に「互助」の強化を行う必要があります。総合事業においては、特にこの「互助（ボランティアなどの支援、地域住民の取組等）」を充実させ、高齢者の社会参加・社会的役割を持つことによる効果的な介護予防への取組が期待されています。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

従来の介護予防給付のうち訪問介護・通所介護については、区が地域の実情に応じた取組を行うことをはじめ、区が実施主体となる介護予防・生活支援サービス事業の中で実施することになります。

実施にあたっては、効率的で柔軟性のある事業実施につなげるため、既存のサービス（予防給付による訪問介護・通所介護）を軸に、これらを多様な担い手による多様なサービスとして再構築し充実させることで、区民にとって使いやすく、多様なニーズにも行き届くサービスとします。また、新宿区シルバー人材センター等との連携を通じて、元気な高齢者が制度の新たな担い手となって地域を支えるしくみづくりを推進します。

事業の適切かつ効率的な実施の観点から、各種サービスごとに、その内容に応じた基準やサービス単価、利用者負担（利用料）を定めます。

介護予防・生活支援サービス事業（類型・内容等）			
類型	項目	内容	担い手
訪問型サービス	訪問介護・生活援助① （従前の予防給付と同様のサービス）	身体介護・生活援助	訪問介護事業者
	生活援助② （緩和基準サービス）	家事援助等 ・調理、掃除等の一部介助 ・買い物代行 等	NPO 民間事業者 新宿区シルバー人材センター 等
通所型サービス	通所介護① （従前の予防給付と同様のサービス）	デイサービス （一日・半日・ショート※）	通所介護事業者
	通所介護②※ （緩和基準サービス）	ミニデイサービス・運動 等	NPO 民間事業者 等
	専門職による 短期集中サービス※	看護師、歯科衛生士等による保健・生活習慣等に関する支援 リハ専門職によるADL、生活用具等に関する助言、支援	区の専門職 民間事業者（専門職）
その他の生活支援サービス	移動支援※	通所型サービス等と一体的に実施する送迎サービス 等	NPO 民間事業者 等

未定稿

※現在検討中のサービス

(2) 一般介護予防事業

これからの介護予防は、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所や出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境への支援を含めた、バランスのとれたアプローチが重要です。

これまで取り組んできた介護予防事業（体操教室）について、高齢者の年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、誰もが通いやすい場として充実させることで、社会参加や生きがいづくりを通じた効果的な介護予防への取組を進めていきます。また、新宿いきいき体操サポーター等による自主グループ活動など、住民による自主的な介護予防普及啓発活動への取組が更に充実するよう、支援を行います。

介護予防を機能強化する観点から「地域リハビリテーション活動支援事業」を新たに位置づけ、リハビリテーション専門職等の適切な関与と高齢者総合相談センターによる支援との連携による総合的なアプローチにより、高齢者の自立支援に向けた取組を行います。

一般介護予防事業（類型・内容等）			
類型	項目	内容	担い手
介護予防把握事業		(検討中)	(検討中)
介護予防普及啓発事業	介護予防教室①	転倒予防教室 等	民間事業者
	介護予防教室②	認知症予防教室、認知症・うつ・閉じこもり予防事業 等	民間事業者
地域介護予防活動支援事業	自主グループ活動	地域での継続的介護予防活動に対する支援	住民ボランティア (新宿いきいき体操サポーター 等)
	住民等提案型事業※	住民等の自主的な介護予防普及啓発活動（体操教室等）に対する運営支援 等	住民ボランティア 等
一般介護予防事業評価事業	評価・検証	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証による一般介護予防事業評価	区の直接実施
地域リハビリテーション活動支援事業		通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与促進	民間事業者 (専門職)

未定稿

※現在検討中のサービス

3. 包括的支援事業

包括的支援事業では、以下の4つの取組を行います。

高齢者総合相談センター事業では、区内10か所に設置している高齢者総合相談センターの相談機能を更に充実させるとともに、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールとなる「地域ケア会議」への取組を強化します。

在宅医療・介護連携の推進においては、地域の医療・介護サービス資源の把握や情報の共有、在宅医療・介護連携に関する相談受付、在宅医療・介護関係者の研修などを行います。

認知症施策の推進においては、早期発見・早期診断につながりやすい体制の整備、認知症の普及啓発などを進めます。

また、新たに位置づけられた生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター・協議体の設置・運営）は、高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくために、日常生活を支えていくための生活支援サービスの体制整備を促進する事業です。新宿区社会福祉協議会や関係機関等と連携しながら、「互助」の充実に向けた取組を推進していきます。

4. 任意事業

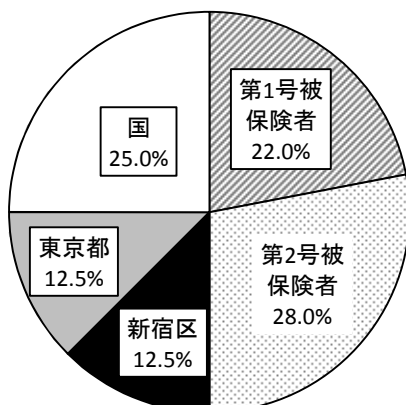
任意事業では、家族介護支援事業、介護給付等費用適正化事業、成年後見審判請求事務等を実施します。

5. 財源構成

新しい地域支援事業は、従前どおり介護保険制度に位置づけられ、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業で構成されています。財源構成は下記のとおりです。

●地域支援事業の財源構成●

[介護予防・日常生活支援総合事業]



[包括的支援事業][任意事業]

